

令和7年第4回町議会臨時会会議の経過 (12月24日)

議 長 皆さん、こんにちは。  
ただいまから、令和7年第4回山北町議会臨時会を開会いたします。  
(午後1時30分)

それでは初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、こんにちは。  
本日は、令和7年第4回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、年の瀬のこの時期に臨時会を開催することはあまり例のないことではありますが、町の緊急的な案件にいち早く対応するためでございますので、議員の皆様におかれましても、御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

さて、先日、2025年を表す漢字が熊と発表されました。熊が選ばれた最大の理由は、今年は日本各地で熊の出没が相次ぎ、人的被害などが過去最多となったことが挙げられます。熊はかつて山奥で生息する動物でしたが、人間の生活圏の拡大や気候変動による餌不足などにより、熊と人間の関係性が大きく変わろうとしております。今後は、熊や有害鳥獣に対し、排除や保護という対立の関係ではなく、被害を防ぎ距離を保つ、向き合いの仕組みづくりが必要になるのではないかと考えております。

また、気候変動による農産物への影響は、山奥の動物だけではなく、私たちの生活にも大きな影響を与えております。毎年記録を更新し続ける夏の暑さも農産物の生育に大きく影響し、米不足や米の価格高騰へつながりました。こうした中で、県では暑さに強いにじのきらめきを新たな奨励品種として選定し、米の安定的な生産に向けて、2027年以降の本格的な導入を目指しています。

近年のこうした自然環境の変化や異常気象への対応は、先端技術だけで解決できるものではございませんので、町といたしましても、四季の変化を生

活文化にまで深く根づく国であり続けるよう、SDGsの17のゴールを目指す取組をはじめ、行政として行うべき施策事業を進めていかなければならないと考えております。

さて、今日14日には、29回目となるライブ・イン・山北2025が生涯学習センターで開催され、山北町が一気に若返り、明るい歓声に包まれる1日となりました。山北高校をはじめ、近隣の足柄高校、大井高校、立花学園高校、吉田島高校の学生が集結し、色鮮やかな照明の下で思い思いにパフォーマンスする姿は、若い力と輝きを放っており、大人の私たちにとっては懐かしい気持ちや青春時代を思い出す貴重な時間となりました。

大井高校は、来年度から小田原城北工業高校と再編統合が決まっており、今年が最後の出場となりました。長年一緒にライブを盛り上げてくれた学校との別れには一抹の寂しさもありますが、このイベントが、これから先も高校生たちの輝きの場となるよう、町といたしましても積極的に支援してまいります。

来年はうま年です。飛躍の象徴とされる馬ですが、町政におきましても、これまでの取組が実りある成果へうまくつながるよう、重点施策に的を定めて、全力で駆け抜けたと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きお力添えをお願い申し上げます。

さて、令和7年第4回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案件の合計3件を提出させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長 臨時会の議会運営について、本日午後1時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6番大野 皆さん、こんにちは。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午後1時から役場401会議室において、委員全員、議長の出席の下、令和7年第4回山北町議会臨時会の運営について審査しましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、補正予算3案件であり

ます。

審議方法は本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号6番、大野徹也議員、議席番号11番、児玉洋一議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第67号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。原案の説明を求めます

町長。

町長 議案第67号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第5号)。

令和7年度山北町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億698万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億3,543万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月24日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第67号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

初めに、今回の補正予算は、国の補正予算に伴い、物価高騰対応重点支援

地方創生臨時交付金事業などを追加するものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金を1億698万9,000円増額するものでございます。歳出につきましては、2款総務費から13款予備費までを歳入と同額で補正するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、1,988万6,000円の増額です。

5節児童福祉費補助金は、物価高対応子育て応援手当支給補助金で、補助率は10分の10でございます。

7目総務費国庫補助金は、8,710万3,000円の増額です。

6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の補正予算により追加配分されたもので、補助率は10分の10でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目電算管理費は、62万1,000円の増額です。説明欄の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、物価高対応子育て応援手当を支給するために必要なシステム改修の負担金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、2万3,000円の増額です。説明欄の時間外勤務手当は、物価高対応子育て応援手当を担当する職員の手当でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,924万2,000円の増額です。説明欄の物価高対応子育て応援手当支給事業は、18歳までの子ども1人当たり2万円を支給するための交付金と必要な事務費を計上してございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費は、18万1,000円の増額です。説明欄の時間外勤務手当は、プレミアム付商品券事業を担当する職員の手当でございます。

4目商品券特別会計繰出金は8,692万2,000円の計上でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に実施する、プレミアム付商品券

事業に必要な経費を特別会計に繰り出すものでございます。

7款土木費につきましては、10ページ、11ページをお願いいたします。

5項都市計画費、3目下水道事業会計繰出金は、472万円の増額でございます。日向マンホールポンプの緊急修繕に必要な経費を下水道事業会計に繰り出すものでございます。

13款予備費は472万円を減額補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

物価高対応子育て応援手当支給事業やプレミアム付商品券事業に対応するための時間外勤務手当の増額となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長  
福 祉 課 長

福祉課長。

それでは、令和7年度物価高対応子育て応援手当につきまして、補足説明用に参考資料を配付させていただきましたので、御説明申し上げます。

まず初めに、事業の概要でございますが、先月11月21日に閣議決定されました、国の強い経済を実現する総合経済対策において、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するために、ゼロ歳から18歳までの児童1人当たり2万円を支給する方針が定められ、12月17日に国の予算支出が決定されたものでございます。財源としましては、重点支援地方交付金に追加されました物価高対応子育て応援手当支給事業補助金による国庫10割補助となります。

対象児童につきましては、令和7年9月分の児童手当受給児童と、10月1日から本年度末の令和8年3月31日までに生まれる新生児となります。支給対象者は、児童を養育する父母等になります。

対象見込み者数につきましては、952人、532世帯を見込んでおります。内訳としまして、A一般受給者が815人455世帯。こちらは町から児童手当の受給世帯となりまして、このうちには、10月1日から3月末までに生まれる新生児と転入されてから生まれる新生児を含んでおります。また、勤務先から児童手当を受給されているB、公務員が養育する児童137人77世帯がBとなります。A一般受給者につきましては、受給確認書を送付するプッシュ型に

よる支給となりまして、B公務員につきましては、申請制となります。B公務員の方は、勤務先の案内に基づいて居住地の自治体に申請していただき、審査後に支給となります。

基準日につきましては、国の支給要領に基づき、令和7年9月30日となります。申請期限につきましては、3月31日までに生まれる新生児が対象ですので、現時点では4月末日を予定しておりますが、公務員の申請手続について詳細が示されておりませんので、後ろ倒しになる可能性がございます。

支給までのスケジュールにつきましては、本事業に係る補正予算につき、議会で承認をいただいた後、システム改修を実施いたします。改修時期につきましては、現在、システム共同組合より2月下旬の予定と示されておりまして、システム改修後、対象世帯に需給確認書を発送させていただき予定でございます。支給日につきましては、受給確認書の返送状況にもよりますが、第1回目を4月中旬に予定しております。最終の支給日は5月10日を予定しておりますが、公務員の申請手続の状況に応じて、後ろ倒しになる可能性がございます。

事業に要する所要額につきましては、総額で1,988万6,000円を計上しております。内訳としまして、交付金が対象者952人に2万円をかけました1,904万円。事務費としまして、郵送料及び口座振込手数料、時間外手当の人件費、システム改修費やアウトソーシングに要するシステム組合の負担金として、84万6,000円となります。

令和7年度物価高対応子育て応援手当についての説明は、以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第67号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

7番、富田陽子議員。

7番 富田 7番、富田です。

今御説明いただいたこの子育て応援手当についてなんですけれども、このシステム改修というのは、今回のこの支給のために改修するものなんですか。

議長 福祉課長。

福祉課長 本給付のためにシステム改修を行うものでございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そうなりますと、例えば物価高がなかなか簡単には止まらないと考えるので、例えば、国が今後またこの支援を、新たな支援っていうのをした場合は、またこのシステム改修というのが必要になってくるということなんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの子育て応援手当なんですけども、法的な性格につきましては、従来の国の給付金と同じで、民法上の贈与契約に当たります。児童手当の上乗せではなく、国は、あくまで民法上の贈与契約ということで、給付のシステムのほうの、今まで非課税世帯等に行ってきた給付のシステムの改修になります。

新たに国のほうで、このような手当でありますとか給付金を行うときにつきましては、やはり要件が変わってまいりますので、都度都度システム改修のほうが発生してまいります。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

富田陽子議員。

7 番 富 田 このシステム改修のためにかかる経費っていうのは、どれぐらいになるんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちら、システム組合の負担金の本町の負担分になりますが、システム改修につきましては、本町の負担分が今約33万円になります。残りが通知等の封入、封緘のアウトソーシングの費用となります。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

8 番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 8 番、府川です。

説明は今されておらず、多分特別会計のときに詳細な説明があろうかと思えますけども、9 ページの一番下の商品券特別会計繰出金ということで、8,692万2,000円。100分の100、10分の10の国の関係なんだろうけれども、商品券ということになると、これは米の物価高による国からの、何ていうんですか、国民の生活を少し守ろうよということだと思います。しかしながら

商品券ということは、一方で事業者も守ろうよというのが商品券の在り方かなというふうに思います。

特別会計のほうで、商品券のほうでその辺は細かい説明があるのかもしれませんが、商品券の対応ではなく、ほかのやり方、新聞、テレビ等ではおこめ券ということが非常に批判が多くて、各自治体でいろんなやり方を頭を悩ませて、そこの住民のためにいろいろうまく活用できたらいいなど。できれば100%経費が抜きにして使えばいいなというようなことをよく耳にしますけれども、この商品券以外にいくつか考えてこれを選択したのかと思うんですけども、その辺御説明いただければと思います。

議 長 町長。

町 長 ほかの町にもいろいろ聞きまして、直接、何ていうんですか、現金で配るとか、そういうようなものもありますし、あるいはまた、水道料を下げるとか、そういうような補助のものもあります。私としては、やはり経済を回す、やはり今のこういう物価高の中で、たくさんの山北町の経済を回していくには、やはりこういったような、皆さんに買っていただいて、買えば必ず使っていただけますので、約2億円近くがこの山北町で回っていくということで、そういったようなことが、やはりこの経済対策としては私は一番いいのではないかというふうに思いまして、こういうようなプレミアム商品券をやらせていただくことにいたしました。

議 長 8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 府川です。

以前もコロナだとかいろんな対策でプレミアム商品券を、我々議員も賛成して町のほうで取り扱った経緯がありますけれども、あんまり楽しい記憶ばかりではなくて、どうしても富裕層というか、一家5人いれば1人がいくらまで買えて、そして5人足すとある程度のボリュームになって、そして高価な物を高いプレミアム率で買うと。一方そうでない方はなかなか手が出ないというような現状も聞いております。奪い合いになることもあります。その辺で、もっといい策があったのではないかと思いますけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 当然、例えば今やってるのは子育て世代のほうは1人2万円、そしてプレミアム商品が例えば買えないような、要するに生活保護とか何かについてはもう既に国のほうから行ってますので、補助も。ですから、私はこれから、今度はそういったような生活保護の方でなくて、一般の方にやはり経済を回していただくのが一番よろしいのではないかということで、こういうようなプレミアム商品券を考えさせていただきました。

議 長 ほかにございますか。ほかにございませんか。  
質疑が終わりましたので、議案第67号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。  
議案第67号について、原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。  
日程第2、議案第68号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第68号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算(第2号)。  
令和7年度山北町の商品券特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,692万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,584万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月24日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長

それでは初めに、配付させていただいております参考資料にて山北町プレミアム付商品券の概要について御説明申し上げます。

今回のプレミアム付商品券の発行につきましては、国で閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、重点支援地方交付金の拡充が示されたことを受けたものです。

まず、表題に記載のとおり、今回の商品券の名称につきましては、くらし応援！でござい商品券としております。

目的でございますが、食料品やエネルギー価格等の物価高騰の影響が長期化していることを受け、町民の生活支援や事業者支援を行うため、プレミアム付商品券を発行するものです。

次に販売価格でございますが、1冊5,000円の購入につき、プレミアム率50%となる2,500円分のプレミアムを上乗せし、利用可能額が1冊7,500円となる商品券を販売いたします。

次に1冊の構成でございますが、全ての登録店舗が利用できる共通券、1枚1,000円が5枚と、大型小売店舗以外の店舗で利用できる店舗限定券1枚500円が5枚、2種類の券種で、計10枚がセットとなる冊子でございます。

次に販売数でございますが、3万冊を予定しております。発行額は2億2,500万円となり、うちプレミアム分は7,500万円となります。

次に購入対象者につきましては、町内在住者となります。過去に発行したプレミアム付商品券では、町内在勤者も対象としておりましたが、個人消費を下支えするために生活者支援を行うという趣旨から、今回は町内在住者のみを対象とさせていただきたいと考えております。

次に購入上限でございますが、1人当たり10冊まで、利用可能額は7万5,000円分までとなります。なお、申込みは世帯ごととさせていただきます。申込みいただいた総冊数が発行上限数を上回った場合には、購入できる冊数を調整し、購入引換券にてお知らせしたいと考えております。

次に使用期間でございますが、令和8年4月中旬から令和8年9月30日の半年間を予定しておりますが、開始する時期は前後する可能性があります。

裏面を御覧ください。

次に使用可能店舗につきましては、事前に登録した町内店舗となります。既存の商品券登録店舗に意向を確認するとともに、2月1日号の広報お知らせ版にて新規登録する事業者の募集を行う予定でございます。

次に申込方法でございますが、町ホームページ内に専用フォームを設け、インターネットによる申込みとはがきの郵送、役場庁舎と清水、三保支所の3か所に設置する専用ポストへの直接投函を予定しております。なお、3月1日に全戸配布予定のパンフレットに専用フォームが読み取れるQRコードや投函用の申込書のひな形を掲載する予定でございます。

次に申込期間でございますが、令和8年3月2日月曜日から令和8年3月31日火曜日までを予定しております。

次に購入方法でございますが、申込み後に町から送付する購入引換券に記載されている申込み時に登録していただいた販売場所で購入していただきます。なお、購入引換券につきましては、購入時に窓口での混雑を避けるため、分散して発送いたします。そのため、購入引換券の到着まで時間がかかり、実際の利用期間が短くなる可能性があります。期間短縮に努めていきたいと考えております。

次に、商品券の購入場所につきましては、役場庁舎及び清水、三保支所の3か所を予定しております。役場庁舎においては、購入開始1か月ほどは混雑が予想されるため、会計課ではなく、1階の御用聞きスペースを予定しております。

次に注意点でございますが、商品券は数に限りがあるため、申込方法で御説明した方法による予約販売のみといたします。電話での予約や先着順の販売は実施いたしません。2つ目、3つ目の黒丸につきましては、先ほど御説明した内容と重複しますので、後ほど御確認ください。

最後に実施スケジュールですが、本日12月24日、この後御説明いたします補正予算について議決いただいた場合、先ほども説明の中で触れさせていただきましたが、2月1日号の広報お知らせ版にて新規登録する事業者の募集を行い、3月1日号の広報発行に合わせてパンフレットを全戸配布し、3月2日月曜日から申込みを開始する予定でございます。そして3月31日で申込みを終了し、4月中旬から順次引換えを行い、半年間の利用期間を経て、9

月30日に利用を終了するスケジュールを予定しております。

事業の概要説明は以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、議案第68号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。1款財産収入及び3款繰入金の補正額につきましては、2億3,692万2,000円の増額補正で、補正後の予算額は2億4,584万9,000円とするものでございます。

次に歳出でございます。1款商品券売払費の補正額につきましても、歳入と同額を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきます。4ページ、5ページをお開きください。

2、歳入の1款1項1目物品売払収入につきましては、1冊5,000円のプレミアム付商品券を3万冊分販売することとし、1億5,000万円の増を計上させていただきます。次に、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、プレミアム付商品券の販売に係るプレミアム率となる50%相当額7,500万円と、事務費相当額として1,192万2,000円を合わせた8,692万2,000円を計上させていただきます。

続きまして、3、歳出の1款1項1目商品券売払費につきましては、総額2億3,692万2,000円を増額するもので、商品券売払事業として2億3,630万1,000円を計上しております。

内訳でございますが、需用費につきましては、消耗品と商品券などの印刷製本費でございます。役務費につきましては、事業者対応に関わる切手代でございます。委託料につきましては、商品券購入を申込みされた方への引換券の作成及び発送業務の委託料でございます。備品購入費につきましては、商品券の枚数を数える計数機の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、商品券に関するコールセンター業務などを町商工会に担っていただくための経費でございます。償還金利子及び割引料は、プレミアム付商品券の換金代金で、商品券売払い収入の1億5,000万円と50%のプレミアム分7,500万円の合計となる2億2,500万円でございます。次に、会計年度

任用職員経費として62万1,000円を計上しております。今回のプレミアム付商品券の業務に際し、会計年度任用職員を2名任用させていただく予定ですので、その経費として報酬と旅費を計上させていただいております。

続いて6ページを御覧ください。給与費明細書につきましては、会計年度任用職員が2名追加となったことによるものでございます。詳細については後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第68号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3番、瀬戸です。

コロナ禍で発行されたプレミアム商品券は、非課税世帯に配布されたと思うんですが、今回配布されない理由は何でしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 今回なぜ非課税世帯に配らないかということなんですけども、かつて令和4年ですか、配ったというふうに記憶しております。たしか3万円分かなと思ってます。今回は子育て世帯に配って、それから非課税世帯については、これまで国の政策の中で、いろいろな施策で非課税世帯に対応してございましたので、今回についてはそういったところからとは違って、一般町民の方に配るということで考えをまとめたというところでございます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑のある方ございませんか。

8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 8番、府川です。

ただいまの説明資料の中で、3万冊で上限が1人10冊。単純に3万割る10だと3,000になるのかと思います。今瀬戸伸二議員の質問で、今副町長の答弁で、町民全体にというようなお話が出たかと思いますが、町民全体だと当然9,000近く要るわけでしょうけれども、これ1人当たり10冊も購入しないよということが前提で決められたのか、この3万冊にされた根拠を説明いただければと思います。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長　　今回3万冊を発行するに至りました根拠でございますけれども、前回令和4年度に行いましたプレミアム商品券、同じく50%のプレミアム商品券でしたが、そのときの商工観光課の担当分の申込件数が、全部で1,517件でございました。申込冊数といたしましては、2万7,141冊ということで、今回、先ほども御説明いたしました在勤者を除くというところがありましたが、そちらは前回3.7%の割合でございました。ですので、今回久しぶりの発行ということと、国の対策ということで非常に関心も皆さん高いという判断から、前回2万7,000冊、そういうところで今回3万冊あれば足りるのではないかという判断の中で、3万冊発行という計画を立てさせていただきました。

議　　長　　府川輝夫議員。

8番府川　　先ほど細かい説明があったんですけども、いわゆる、何ていうんですか、プレミアムの5,000円の部分以外の、以外のっていうか、いわゆる経費、事務職員の経費だとか含めて、経費が合計いくらか説明いただければと思います。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　すみません、お待ちいただけますか。すみません。

議　　長　　商工観光課長、よろしいですか。

商工観光課長　　申し訳ありません、お待たせいたしました。事務経費といたしましては、1,119万2,000円となります。

議　　長　　よろしいですか。府川議員。

8番府川　　比較にはならないんでしょうけども、先ほどの子どもの支援の関係、これは商品券ではないということもありまして、非常に少額な数字なのかなど。一方で今課長から御説明ありました1,119万2,000円ということになりますと、経费率、率だけ考えるにせよ、率だけで議論するという事は考えてみませんけれども、10%以上の経費。要するに効率よく住民、町民の一人一人に還元できるお金が、そのうち1割ぐらい以上経費で使ってるよっていうことなんだろうけども、その辺に対しての、何ていうんですか、評価というか考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　事務費の関係でございますけれども、やはりプレミアム商品券を発行す

るに当たりましては、印刷製本費ですとか人件費もかかりますし、いろいろな手続を経て発行いたしますので、それなりの経費がかかるものと考えております。しかしながら、今全国的にも話題になっておりまして、実際にプレミアム商品券のほうを発行して支援していくといった自治体もある中で、少し回答ずれるかもしれませんが、全体的に4月から6月ぐらいまでの間で、どの自治体もプレミアム商品を動かす場合にはスタートさせるような状況でございます。そういった中で、山北町につきましては、少し早く取りかかれると思っておりますし、直接プッシュ型で様々な方法で支給するよりは、事務費はかかりますけれども、早く町民の方に感じていただけるように、手続のほうを進めていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方。

5番、石田照子議員。

5番 石 田 5番、石田でございます。

この国の交付金というのは、物価高に対する生活支援と、あとそれに影響を受ける事業者などの支援策を講じるようにというような通知が来ているかと思うんですけれども、これ商品券にすることによって事業者への支援になると思いますので、この商品券についてはいいとは思いますが、販売数に限りがある以上、全ての方が買えるかどうかは未定ですね。ただこの支援は、物価高で苦しんでいる町民、全ての町民がこの物価高で苦しんでいるわけですから、全ての方に支援が行き渡らないとこの交付金の意味がないと思うんですけれども、これを購入という形ではなくてプッシュ型にしたらいいのかなとか思うんですけれども、これを購入という形にした場合の、購入しないのではなくて、購入できない方への支援策というのは何かお考えなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 先ほど町長もお話ししましたように、いろんなやり方で、水道料金とか、あるいは直接的にプッシュ型であるとか様々なやり方が、あるいはおこめ券とかあると思います。その中で、今回山北町がプレミアム商品券を選んだというのは、これまでも非課税世帯あるいは子育て世帯、かなり町としても、国も手厚くやってきております。そういった中で、今回、しばらくこうい

商品券、山北町としては実施してませんでしたので、ここでそういう形で全員という、いわゆる10冊全部購入すると全員に行き渡りませんが、それなりの効果はあるし、これまで、前回のときには在勤の方も含めてましたが、町内に限るとかそれなりの形を持ってやりますし、あるいはどうしても枚数的な部分がありましたら調整させていただきますということもうたっ  
てございますので、そういう考えの中で、様々なやり方があるかというふう  
に思いますけども、ベストというか、今の現状の中ではプレミアム商品券が  
いいのではないかということの結論の中で、今回提案させていただいたとい  
うところでございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 商品券はとてもいいと思います。

今先ほど副町長のお話の中で、調整もというようなお話がございましたけ  
れども、この説明の中でも、購入できる冊数を調整させていただくとあり  
ますけれども、これは購入者が非常に多かった場合に、さらに増刷の可能性  
もあるというふうに解釈してよろしいんですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 冊数の調整につきましては、まだ、申込みを受けた後に、どのような申  
込みがあるかどうかは現段階では分かりませんので、原則としましては、先  
ほど説明させていただいたように、購入の上限数で調整させていただく可能  
性はございます。

しかしながら、前回、前々回、申込みの冊数に対しましてそれ以上の申込  
みがあったといったところで、増刷の対応をさせていただいたという経緯も  
ございます。そこは申込みの状況と、あと交付金の状況、全体の状況につい  
て財政部局とも調整した中で、判断していくことになると考えております。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そういった部分も含めて、細かいところはまだ決まっていないというこ  
となんですかね。そうであるならば、これ国のほうの補正予算急に決まって、  
ばたばたと町のほうも対応されているんだと思うんですけども、商品券を  
全戸配布っていうようなところも視野に入れて、もう少し熟知したほうがい  
いのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 今、熟知ということですが、これを提案するまでに、かなり関係の職員、いろんな担当と協議しまして、これが一番早く、そして町として早く町民の方々にできる対応策という形の中で、これがベターだろうということで、考えて提案させていただきましたので、熟慮というかそういう部分では、私たちなりにしっかりと考えてそしてやったと、提案させていただいたというのがございます。できればこのまま進めたいというのは考えてございます。

議 長 よろしいですか。8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 同じような形が重なることがあるかもしれないんですけども、まず一つ、1冊の構成が共通券、これはスーパーマーケットとか大型店で多分使うんだろうなと。それ以外の店舗限定券というのが、町の、小さいお店なんて言っちゃ怒られますけども、スーパーとか大型店以外にという話だという説明なんですけれども、以前も一極集中したような形があって、それを分散しようとしてのアイデアだというのはよく分かるんですけども、これ使い勝手という面ではいかがなんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 先ほども少し御説明させていただきました、議員の皆様も御承知のことかと思えますけれども、これまで3回このような2つの券種に分けて実施をさせていただいております。もちろんプレミアム率によりまして枚数も変わってくるものですが、確かに御懸念のある店舗に集中してしまうところもございますけれども、そこは、率が高くなることで小規模のお店のほうに使っていただけるようになりますので、その辺りは使える店舗等も周知を、これから募集をして、前回と同じ店舗になるかどうかは分かりませんが、その辺りは幅広く募集をさせていただいた中で、幅広く使っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

議 長 8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 先ほど経費が1,100万ぐらいだよということで、国からの補助金が8,700万ということになると、おおむね7,500万ぐらいを、何ていうんですか、プレミアムの部分になると。それで1人10冊買った場合に、プレミアム分は2万5,000円単純になるのではないかなと思います。ところが、これは町民全

体に行き渡る2万5,000円ではありません。

一方、単純に8,700万円の補助金を9,000人として町民で割ると、多分1万円ぐらいになるのかなと。限定された人に2万5,000円行くのか、限定されない幅広い町民一人一人に1万円行くのかという議論はされたのか、されなかったのか。

議 長 町長。

町 長 一番先に私も申し上げましたとおり、やはり物価対策、そして今戸数が、世帯数が4,000をちょっと切ってるぐらいだというふうに思います。そういう中で、世帯によってはお子さんがいる世帯には、1人2万円のあれが出ます。それから、生活保護についてはもう既にいろいろな手当が出ております。そういった中で、今現在一番皆さんにあれなのは、1万円ぽんと払ったら、結局ダブルでもらう人もかなりいるってことになりますよね。ですから、そういった中では、やはり山北町のこういう物価の中で、どういう方法が一番いいか。これが一番とは私は思いませんけども、いろいろな考え方の中で、やはり山北町で御商売やってる方、あるいは実際に毎日毎日食費はかかるわけですから、その食費が少しでも長く使えるように、結局負担なしでいく場合には、今府川議員がおっしゃったように、1人1万円。ただし、ダブルで行くような人はかなりいます。それとは別に、世帯ごとに分けてしまえば、おそらく1世帯で、今の計算でいくと、いくらか商品券を買っていただいた場合、何か月分かは食品の減額になるんじゃないかというふうに思いますんで、いろいろなことを考えた中でこういったようなプレミアム商品券が今の山北町には一番いいんじゃないかということで考えさせていただきました。

議 長 8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 町長はダブルというところを強調してますけれども、例えば小さいお子さんがいる、18歳までの子どもがいる。あるいは特に困っている方がいる。そこにダブルで行っても別に何もおかしくないと思うんですよ。一旦もらってる人がダブルで行ったらおかしいけども、余裕がこんなにあるんだけどもダブルで来たらおかしいけども、困ってる人は手厚い、基本的にこの、何ていうんですか、恩恵も受けられるよ、さらにこれも受けられるよ。全然非合理的な理論じゃないと思います。そういったことを含めて、これ期限

いつまで決めなくちゃいけないとか、国のほうでこういう、何ていうんですか、この政策を、制度を、各自治体はいつまでに、何ていうんですか、決定して使わなくちゃいけないかというような縛りとか決まりはあるんでしょうか。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

今回の国の重点支援地方創生臨時交付金の制度の内容になりますけれども、こちらにつきましては基本的には会計年度を単位としておりますので、基本的には年度が期限となります。

今回国のほうも既に、これを繰越しの事業も大丈夫ということで見解が示されておりますので、期限といたしましては、令和8年度末が一つの期限となります。

制度上の期限は以上になります。

議 長

よろしいですか。ほかに質疑のある方。

11番、児玉洋一議員。

11 番 児 玉

11番、児玉です。

先ほどの副町長の御答弁の中でも、スピード感っていうお話があったかと思えます。確認の意味も含めて。我々は議会議員ですので町民への説明をしていく責任もあります。

今までの質疑の中でも、やはりプッシュ型でっていったところは、やはり100%に行き渡るようになってところは、私もある程度そのとおりでというふうには思っているものの、購入にすることでスピード感が得られるんだよというようなやり取りで、そういう認識を受けたんですが、購入にすることでスピードが速まるのか。それとも、プッシュ型の場合になっちゃうとやはり先送りになっちゃうって、全員に渡るようなことがほかの自治体よりも遅くなっちゃうのか。その辺りは確認をさせていただければと。

議 長

副町長。

副 町 長

私の説明がうまくなかったのかと思いますけども、プッシュ型のほうが早く行き渡るといふふうに思っております。

ただ町としましては、今日このような臨時会を開いてもらったという中で、できるだけ早く、商品券の配布についても、早く動き出すことが必要だとい

う考えの中で、このような形でやったということでございます。あるいは年明けてやることも考えましたけれども、できるだけ早くという、そういう思いの中でこのような形になったというところでございます。

議 長 よろしいですか。6番、大野議員。

6 番 大 野 先ほど府川議員のほうから、事務費に関する経費率ですか、公務金ですと当初で12%。で、今回、今先ほどの計算ですと12%以上になっちゃうというふうな部分もあろうかと思うんですけども、仮にプッシュ型、現金給付を行った場合に、例えばこれ事務負担として、いわゆる口座振込手数料等が発生するのかなと思うんですが、先ほど町長は4,000世帯を切ってるっていうお話だったんですが、9月現在では、たしか4,100世帯だと思うんです。世帯主にプッシュ型で配布するということになれば、いわゆる4,000世帯への振込手数料的な形での計算ができるのかなと思うんですが、やはりそれであってもかなり振込手数料等、あるいはその事務ですね、先ほどお話が出てたシステム改修等が必要になるのかとか。いわゆるその辺があるので、その辺についてお教えいただきたいんですが。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 いわゆるプッシュ型と、町のほうから一方向的にお配りするパターンと、経費の面でどうかという御質問かと思いますが、具体的に、いわゆるプッシュ型でやった場合の経費がどのくらいになるのかという具体的な試算は、申し訳ございませんが今手元にございませぬけれども、ここまで御議論いただいておりますプッシュ型がよいのか。今回のような購入のほうが良いのかということにつきましては、もちろん、内部でも検討してまいりました。

一番大きな問題は、問題はと申しますか、プッシュ型のこれまでの周りで見聞きしてる中では、まず現金をお配りするパターン、指定の口座にそのままお金を支給するパターン。で、こちらはやはりそのまま預貯金に回ってしまう可能性があるということで、これは世間一般的に言われておりますので、現金を配るとかっていうのは、一つ即効性としてあるかもしれませんが、やはり今これまで御答弁させていただいてる部分もありますが、町といたしましては事業者支援、町内の経済を回すというところも考えていきたいというところがありますので、現金をお渡しするとか御指定の口座に振り込

むとかというところは、やはり経済を回すところにつながらないという判断がございまして、現金を直接的にお配りするという選択を避けてございます。

では商品券を直接配ればよいのではないかとこのところもお話しいただいているところでありますけれども、今国から交付金を頂いて、町から一方向的にお渡しするとなると、いわゆるこのプレミアム分しかお渡しすることはできない状況です。御購入いただいてその金額に上乗せする形で今回商品券を広くお配りするんですけれども、その購入がないとなると、プレミアム分が、ここに交付金を充ててますので、この部分でしかこの町内にお金が回らないこととなります。御購入いただくことによって、御購入いただいた分プラスプレミアム分ということで、この大きな規模の金額が町内に回るようになるんです。

なので、プッシュ型だとここだけしかお配りができないので、それより、より多く町内にお金を回すためには、まずは一旦御購入いただいて、これと上乗せする形で大きく町内の経済を回したいと。また、一つ購入いただくことによって使っていただけると。お配りしてしまうと、やはりもらった切りだとそのまんま使わないというパターンが多くなりますので、やはり自分で購入したからこそ使いたいという、そういう動機づけもございまして、今回販売という選択をさせていただいたということでございます。

以上です。

議 長 6 番 大 野

6 番、大野議員。  
よく分かりました。

現金で配れば、いわゆるたんす貯金になっちゃうし、商品券だって配ればたんす預金と同じような形になってしまう。経済を回すことに関してはなかなか効果が生まれないというお話なので、その辺よく分かりました。

ただ事業者への支援というふうな、もちろん物価高対応ですから、個人の方々への応援っていうふうな形になるんですけど、事業者の方々が、先ほどからいろいろお話が出ている、一部事業者に偏ってしまうというふうなことを、これは何としても事業者を、何ていうんですか、有効に使っていただけるような方策、その辺を一生懸命考えていただいて、数多く、できる限り多くの事業者の方々に御参加いただくという方法を、何とかお願いしたいと思

います。いかがでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 議員からいただいた御意見を真摯に受け止めまして、商工会さん等も御相談しながら、幅広く使っていただけるような商品券に努めてまいりたいと考えております。

議 長 8番、府川輝夫議員。

8番府川 先ほど、一般会計の繰出し、多分反対したのは私だけなのかなと。もう基本的にプレミアム商品券でやるよということが決まって、じゃあその中でどういうふうにするかっていう議論しかここではできないのは承知しながら先ほど来質問をさせていただいてるんですけども、今の財務課長のお話は分かんないわけじゃないんですけども、経済を回すことが目的ではなくて、弱い人を救うことが目的じゃないかと思います。合理的な理由として、弱い人を救うための理由には全然なっていないと思います。

ここは弱い人の支援をするのが第一の目的ではないかと思いますので、その辺をしっかりと考えていただいて、いろんな仕組みをつくっていただきかけたなと思いますけれども、私個人の質問はこれで終わりにしますけれども、ほかの議員から、商品券がよりよく利用できる議論をこれからしていただければと思います。議長、すみません。

議 長 ほかに。7番、富田陽子議員。

7番富田 7番、富田です。

この商品券について御答弁でいろいろ理解はいたしました。この商品券に係る経費とか、あと職員の方がこの商品券を販売するまでの御負担とか、またそれを回収するとか、そういうこの3万冊が発行されたとして、やっぱりすごく負担と、あと発行手数料とか経費がすごくかかると思うんですね。商品券の考え方とか、事業者プラス生活支援っていうのは大変ありがたいと思うんですけど、商品券っていうところがかなり、何ていうか非効率的じゃないかと考えるんですけど、そこら辺はどうお考えでしょうか。

議 長 副町長。

副町長 いろんな方法があろうかというふうに、デジタルだとかいろんなやり方もあるかと思いますが、今のこの山北町の現状の中で、経費がかかる、

職員も負担がかかる。その中でも町民のためにこれをやる方がいいんじゃないかということで、このような形で提案させていただいてますので、今後負担軽減だとかそういうものところで、できることは取り組んでいかなきゃいけませんけども、今回のところはこういう形で提案させていただいたということで、御理解いただければというふうに思います。

議 長 ほかにございますか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第68号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決に入ります。

議案第68号について、原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第69号 令和7年度山北町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第69号 令和7年度山北町下水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和7年度山北町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度山北町下水道事業会計予算(以下予算という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款。科目、下水道事業収益。既決予定額3億8,340万4,000円、補正予定額472万円、計3億8,812万4,000円。

第1項下水道営業収益2億5,217万2,000円、補正予定額472万円、計2億5,689万2,000円。

支出。

第1款下水道事業費用3億9,620万4,000円、補正予定額472万円、計4億

92万4,000円。第1項下水道営業費用3億,966万8,000円、補正予定額472万円、計3億7,140万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第2条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費。既決予定額1,458万1,000円、補正予定額80万円、計1,538万1,000円。

令和7年12月24日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由、予算を補正する必要があるため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第69号 令和7年度山北町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、日向マンホールポンプ管路破断に伴う緊急対応、管路の応急復旧及び本復旧に伴う費用の補正をするものでございます。

初めに、本件の概要について御説明をさせていただきます。

先月11月21日金曜日の夕方でございますが、岸の日向地区に設置しておりますマンホールポンプ内のステンレス製の管路の溶接部分が剥離破断をしまして、汚水を湯坂地区のほうへ圧送することができなくなってしまいました。このため、緊急対応といたしましてバキューム車を手配いたしまして、汚水の吸引それから移送そしてマンホール内外の調査を行いまして、翌22日土曜日早朝から、引き続きバキューム車による汚水の移送対応及び現地での管路溶接を行いまして、応急復旧を行ったものでございます。

また、応急復旧でございましたので、また再発してしまうという事態を考慮いたしまして、当日夜間のバキューム車、作業員の待機、また職員による1日2回の圧送状況の確認と、それから緊急時、緊急事態が発生した場合の参集体制、こちらを本復旧までの期間で継続をしております、本復旧につきましては、今月12月6日、土曜日の日に剥離破断した部分の管の敷設替えを行いまして、本復旧が完了したものとなっております。

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。2ページの上段をお願い

いたします。

令和7年度補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項3目他会計補助金を472万円増額するものでございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目管渠費を392万円増額し、2目総係費を80万円増額するものでございます。詳細につきましては、補正予算実施計画明細書で御説明いたします。

3、4ページの上段をお願いいたします。

1款1項3目の他会計補助金、10節他会計補助金につきましては、日向マンホールポンプ管路破断に伴う緊急対応、管路の応急復旧及び本復旧の費用472万円を一般会計から繰入れするものでございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

1款1項1目の管渠費につきましては、190節委託料は238万円を増額するもので、これは緊急対応としまして、事案発生時から応急復旧まで、バキューム車による汚水の吸引、移送それから深夜の待機、マンホール内の緊急点検を行った委託料と、本復旧時のバキューム車による汚水の吸引、移送の委託料でございます。220節修繕費につきましては、154万円を増額するもので、これは同じく緊急対応としまして、マンホール周辺の道路掘削や管路の溶接など、応急復旧の費用と管路の本復旧及び道路舗装の修繕費用でございます。

2目の総係費につきましては、20節手当等を80万円増額するもので、これは緊急対応として事案発生時から応急復旧完了まで及び本復旧時の職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、5ページにつきましては給与費明細書となっております、時間外勤務手当の追加増加分でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第69号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

6番、大野徹也議員。

6 番 大 野 6 番、大野です。

令和7年度の予算編成の中で、たしかマンホールポンプ保険料というのを加入されて、1万円ほど支出されてるかと思うんですが、この保険はどのような形で対象が決まっているのか、お教えいただけますか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 御指摘いただきました保険料でございますけれども、まず町の公共施設で加入しております一般財団法人全国自治協会というところの建物災害共済で、こちらで日向のマンホールポンプも加入をしてございますが、損害の填補としましては、火災による損害それから落雷による損害また破裂や爆発による損害、工作物の外部からの衝突等による損害あるいは風水害、雪害、土砂災害による損害などが補償の対象となっております、また今回はその損傷部分が、マンホールポンプ本体ではなくてその先の管路であったことから、この共済は適用外というような形でございます。

また、下水道部局としまして、公益社団法人日本下水道協会、こちらのほうの保険にも加入しておるんですが、こちら賠償責任保険となっております、下水道施設のほうで、設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を与えてしまった場合、この場合に賠償される保険でございますので、こちらでも今回は保険の対象外ということになってございます。

以上です。

議 長 大野議員。

6 番 大 野 残念ながら、今回の事故といいますか、この補修、修繕にはこの保険料は使えなかったということで、ほかに該当するような保険っていうのがありますでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 すみません、先ほど申しました賠償責任保険についてはこちら加入してございますけれども、管路とか施設そのものが損傷した場合の保険、自動車でいいますと車両保険のようなものですけれども、こちらについては加入ございませんので、今後、すみませんこちらのほうも調べさせていただいて、もしそういったものがあれば、保険料が非常に高額になることが見込まれますので、まずあるかないか、あるいは保険加入できるような金額であるのか

どうか、その辺も含めて検討させていただければと思います。

議 長

6 番、大野徹也議員。

6 番 大 野

確かに保険料が高額になってしまうと元も子もないという、ただ払ってるだけということにもなるかと思しますので、その辺はよく検討していただければというふうに思います。

ただ、保険料に合わせて、保険料というか、もし加入できるような保険、高額な保険というような形であっても、今回一般会計から繰入れをされてるというふうなことでございますので、その保険料に対しても、今、予備費はたしか百五十何万だったと思うんです。ですから、なかなか対応が難しいというふうなことになりますと、今後また何かあったときに対応が苦しいのかなという意味で、一般会計から繰り入れるという方法ではなくて、いわゆる使用料、下水道使用料の、これ料金改定というふうなことも視野に入れてって、たしか、いつだったか忘れましたがその辺もお聞きしたかと思うんですけど、改めてその辺について、今後の対応としてどのような形が取れるのか、お聞かせください。

議 長

上下水道課長。

上 下 水 道 課 長

まず本件で、一般会計から繰入れをしていただくということにつきましてですが、当初予算御承認いただいておりますけれども、下水道事業会計は、全国どの事業体でも山北町と同様に、一般会計の繰入れというものをして会計が計上されているような事業でございます。

本件につきまして、当初予算の一般会計の繰入れ等で想定することのできなかった案件でございます。言うなれば災害の発生と同様の考え方で、今回は一般会計からの繰入れをお願いしているものでございます。

過去、水道事業でございますが、同じ公営企業会計として、やはり台風の災害を受けた場合にも、一般会計からの繰入れをいただいたというような経過もございます。

しかしながら、やはり公営企業会計で独立採算というようなことも当然考えなければならない事業でございますので、極力繰入れは減らしていくことを考えなければいけないということもございますので、今議員おっしゃられましたように、下水道の運営審議会、こちらのほう今年度立ち上げまして、

また審議していただく予定でございますので、経営状況ですとか今後の収支予測、あるいは料金水準等も含めまして、会計全体として、今後の在り方について、審議会のほうでも御議論いただければというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにごございますか。7番、富田陽子議員。

7番 富田 今回のこの管路破断っていうのは、原因っていうのは何だったんでしょうか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 今回の原因ということでございますが、原因につきまして、今回マンホールの中にポンプが設置されております。こちらが2台あるんですが、このポンプが非常に大きなポンプでございまして、汚水が入ってきてマンホールの水位が上がると運転するんですが、特にその起動時あるいは停止時に非常に振動がかかる。その負荷が管路の溶接部分に行ってしまったのではないかというふうに判断、推測はしておりますけれども、確証はできておりません。で、よく埼玉県の事例とか、硫化水素での腐食とはまた別の関係でございまして、あれは硫化水素でコンクリートだとかそういった管路が腐食してしまうというものなんです。今回につきましては、そういった硫化水素のものではなく、振動による溶接部分への負荷が原因ではないかというふうに考えております。

こちらについて、マンホールポンプ、当然点検は行っておりまして、令和5年度の令和6年の1月に、こちらのマンホールポンプについては点検を行っております。それから法定点検といたしまして、5年に1回以上の点検をするようにという下水道法の基準で決まっておりますが、こちらについても令和6年度6年の5月に行っておりまして、その際にはこの溶接部分の確認もして、異常はなかったということが確認されておりますので、それ以降に発生してしまったものというふうに考えられます。

以上です。

議長 ほか質疑ございますか。

質疑が終わりましたので、議案第69号について討論を省略し、直ちに採決

に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。  
議案第69号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。  
以上をもちまして、令和7年第4回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので、閉会いたします。 (午後2時58分)